

# 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

環境森林部資源循環推進課

## 1 改正の趣旨

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）（※）の施行に伴い、災害の発生の防止に関する規定を削除するとともに、特定事業を許可制から届出制に変更すること等のため、所要の改正をするものである。

※ 「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）に改正。

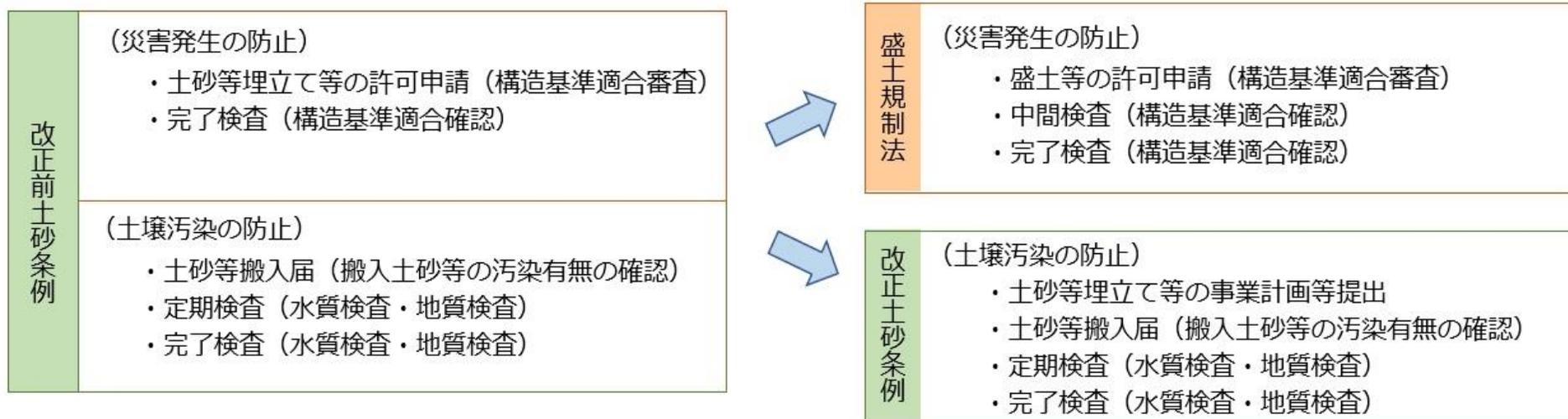
## 2 改正の概要

### (1) 災害発生防止関連規定の削除

盛土規制法が栃木県土砂条例の規制内容を包含しているため、「災害発生防止」関連規定は条例から削除する。

### (2) 許可制の見直し

「災害発生防止」については許可制により構造上の基準等の確認を行い、「土壌汚染の防止」については許可後の届出等によって確認を行っている。



※ 改正後の条例名は「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」とする。

## 3 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日（盛土規制法運用開始日と同日）から施行する。
- (2) 所要の経過措置を規定する。